

社会科 navi

日文教育資料[小・中学校社会]

2014

vol. 8



『堺スタイル』によるタブレット端末を活用した授業

特集 これからの社会科教育にのぞむもの

- ・市民的資質をどう教え、どう評価するか 水山 光春 2
- ・見方や考え方の指導の充実により、
優れた有権者（主権者）の育成を 桑原 敏典 4
- ・法教育のさらなる充実に向けて 橋本 康弘 6
- ・見方考え方の成長を意識した
社会科授業づくりの視点 角田 将士 8

TOPICS ICT活用

『堺スタイル』によるタブレット端末活用による
授業改善の取組 堺市教育センター 10

●小中連携の現状と課題

三鷹発 コミュニティ・スクールを基盤とした
小・中一貫教育 松永 透 12

●ピックアップ社会

- ・『学力向上を保証する探究学習』の紹介と学級経営 佐藤 正一郎 14
- ・『地域からの社会科の探究』のご紹介 永田 忠道・池野 範男 16

●みんぱくワールドシネマ【第9回】

ラテンアメリカ諸国からの米国移民を描いた映画案内
～『ヒア・アンド・ゼア』を中心に～ 鈴木 紀 18

●ようこそ！ 歴史史料の世界へ【第10回】

井伊直弼と日米修好通商条約の調印 母利 美和 20

●生活の国際手帳【第2回】

新興国の台頭と国際秩序の変化（1） 栗栖 薫子 22

日文の実践事例、教科情報

詳しくはWebへ！

日文

検索

① 未来をになう子どもたちへ

日本文教出版

市民的資質をどう教え、どう評価するか



京都教育大学教授 水山 光春

社会科は、社会認識を形成し市民的資質を育成する教科と言われるが、特に後者の市民的資質とは何であり、それはどのような方法によってより良く育つのかについては、未解明の部分が多い。本稿では、最近発表された三つの資料（CERI、文部科学省、PISA）を取り上げ、それが示唆するものを通してこの問いにせまりたい。

1) OECD教育研究革新センター(CERI)(2011)

『教育と健康・社会的関与—学習の社会的成果を検証する—』明石書店

本書はOECDの「学習の社会的成果プロジェクト」の成果をまとめたものである。「市民的資質の学習が、投票率の向上や社会的結束の促進に必ずしも貢献していないのではないか」という本質的な問いに対して、本書は、「シティズンシップの学習が生じるのは知識が状況に埋め込まれている」時であるという。すなわち「関与の機会と価値に関する情報を抽象的に子どもたちにより多く提供しても、彼らの将来的な参加水準を向上させない」。それが真に向上するのは、「慎重に計画された体験活動」の後に、「シティズンシップの授業の中で省察させた」時であると答えている。

2) 文部科学省(2014)「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会—論点整理について—」

本資料は、次期学習指導要領に向けての基礎資料を得るため、文部科学省が省内に設置した検討会の議論の結果を取りまとめたもので、目下、教育関係者の間では最重要文書の一つとなっている。検討会の当初の問題意識は以下の通りであった。

○ 従来の学習指導要領は、全体として各教科においてそれぞれ教えるべき内容に関する記述を中心としたものになっている。このことが、各教科等で縦割りになりがちな状況の改善を妨げるとともに、今なお多くの学校において、学力についての認識が「何かを知っていること」とどまりがちであり、知っていることを活用して「何かをできるようになること」にまで発展していないことの背景にもあるのではないかと。

そして、次のように検討結果をまとめている。

- 今後育成が求められる資質・能力について検討するに際しては、自立した人格を持つ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するために、例えば、「主体性・自律性に関わる力」「対人関係能力」「課題解決力」「学びに向かう力」「情報活用力」「グローバル化に対応する力」「持続可能な社会づくりに関わる実践力」などを重視すること。
- 育成すべき資質・能力に対応した教育目標・内容については、現在の学習指導要領に定められている各教科等の教育目標・内容を、以下の三つの視点でその意義を明確にしたりすることを検討すべき。
 - ア) 教科等を横断する認知的・社会的・情意的な汎用的なスキル（コンピテンシー）
 - ① 認知的・社会的・情意的な汎用的なスキル
 - ② メタ認知
 - イ) 教科等の本質に関わるもの（教科等ならではの見方・考え方、処理や表現の方法など）
 - ウ) 教科等に固有の知識や個別のスキル

社会科に引き寄せてこれらの資質や能力について考えるならば、社会科はこれまでイ) やウ) については熱心に議論してきたが、ア) の「汎用的なスキル」、特に認知的・社会的なスキルについての議論は十分に行ってこなかった。ちなみにOECDのDeSeCoプロジェクト（1997～2003）はキーコンピテンシーとしてのこれらのスキルを、認知的スキルとしての「反省性」と社会的スキルとしての「自律的活動力」「異質な集団での交渉力」に分けている。社会科では今後、特に社会的スキルとしての「異質な集団での交渉力」についての研究が必要になるだろう。

表 PISA 2015のための協働的問題解決のマトリクス

コンピテンシー プロセス	(1) 共有の理解を確立し維持する。	(2) 問題解決のために適切に行動する。	(3) チームの組織を確立し維持する。
(A) 探究と理解	(A1) チームの個々のメンバーの見方・考え方や能力を発見する。	(A2) 目標に向けて問題を解決するための協働的相互作用のタイプ(型)を発見する。	(A3) 問題解決のための役割を理解する。
(B) 表現と明確化	(B1) 共有の表現を作り、問題の意味(共通の基盤)を協議する。	(B2) 成し遂げるべき課題を確定し記述する。	(B3) 役割とチームの組織(コミュニケーションの取り決め/関わり)の役割)を記述する。
(C) 計画と遂行	(C1) 遂行すべき行動についてチームのメンバーと話し合う。	(C2) プランを実行する。	(C3) 関わり方のルールをフォローする(例えばチームのメンバーが各自の課題を遂行するのを促す)。
(D) モニタリングと振り返り	(D1) 共有された理解をモニターし、修正する。	(D2) 行為の結果をモニターし、問題解決における成果を評価する。	(D3) チームの組織と役割をモニターし、フィードバックし、受け入れる。

3) OECD (2013) 「PISA 2015における協働的問題解決の枠組みについて(草稿)」

OECD PISAは次の2015年調査において、従来の「科学リテラシー」「数学リテラシー」「読解力」に加えて「協働的問題解決(Collaborative Problem Solving)」(以下、「CPS」と略す)の調査を予定し、その草稿(ドラフト)を発表した。この草稿は、前述した社会的スキルとしての「異質な集団での交渉力」を考える上できわめて示唆に富む。草稿は、コンピテンシーとプロセスを軸に表のようにCPSのマトリクスを構成する。

生徒たちには、このマトリクスに従ったストーリー性のある課題と、課題の文脈に関連した問い(例えばC1「あなたはBさんからどのような情報を得たいですか」、B2「Bさんは次に何をしようか」など)が与えられる。

草稿は、次の二つの問題を例示している。

①水族館問題

「学校の受付に水槽を設置するにはどんな水槽がよいか」という課題が与えられ、コンピュータ画面上に現れるもう1人の級友と対話を進めつつ、水温の高低や魚の数の多寡等の条件について協働して試行錯誤しながら最善の条件を見つけ出すというもの。

②学級ロゴ問題

「スポーツ大会の表彰メダルにはどのようなロゴがふさわしいか」という課題が与えられ、コンピュータ画面上に現れる2人の級友の提案について、時々に行われるクラス全員の投票において最高の評価(五つ星)が得られるように、色や形を3人で協議しながら改良していくというもの。

これらに対しては、PISAが行おうとしているのはあくまでも協働的な問題解決の文脈における個人の評価に止まっている、あるいは水族館問題や

学級ロゴ問題における「問題」と社会科における問題は質的に異なっており、社会科が育成しようとする市民的資質とその評価にまでこれらは到達していないという批判が生まれよう。しかし、PISAが知識の活用について評価しようとするとき、単なる個人的な知識の活用ではなく、集団的な活用までをも視野に入れていること、そしてそれは2)に紹介した文部科学省の言う「他者と協力しながら、新しい価値を創造する力」とも十分に通底するものであることは明らかである。

さらに述べるなら、社会科が民主主義社会を構成する市民としての資質の育成をめざすとき、そこでの知識やスキルやコンピテンシーは個人の知恵に止まるのか、それとも共同体としての“協働知”のようなものにまで拡張されるべきものなのかについても、今後大いに議論される必要があるだろう。その際、1)に紹介したCERIの指摘、すなわち「シティズンシップの学習が生じるのは知識が状況に埋め込まれている」時であることは十分に肝に銘じておきたい。また、これらの問いに答えるためにも、PISA 2015に対応する具体的な社会科の問題が開発されることを期待したい。

〈文献〉

OECD(2013) PISA 2015 Draft Collaborative Problem Solving Framework, OECD

著者紹介

水山 光春(みずやま みつはる)

専門分野/社会科教育、環境教育

主要著書/『やわらかアカデミズム よくわかる環境教育』(編著、ミネルヴァ書房、2013年)、『生活科・総合学習の理論と実践』(共著、東京教学社、2013年)他
日本文教出版『中学社会地理的分野』教科書著者

見方や考え方の指導の充実により、 優れた有権者（主権者）の育成を



岡山大学教授 桑原 敏典

1. はじめに

本稿では、社会の仕組みを知り主権者としてより間違いの少ない判断ができる市民を育成するために、小学校社会科においても社会を捉える枠組みとしての概念や理論、すなわち、見方や考え方の指導を一層充実させるべきであることを主張していく。ここでは、筆者らの研究グループが昨年度まで取り組んでいた有権者教育プロジェクトの成果に言及しつつ論じていきたい。

2. 有権者教育プロジェクトとその成果

中学校社会科では、現代社会をとらえる見方や考え方として、「対立と合意、効率と公正」という4つの概念を身につけることが求められている。さらに、高等学校公民科の「現代社会」においても、「幸福、正義、公正」が社会の在り方を捉えるための枠組みとして示された。従来、見方や考え方の指導の充実が求められながら、そのねらいが達成できていなかった社会科（地歴科、公民科）において、見方や考え方が具体的に示された意義は大きい。しかし、このような見方や考え方は、数時間の授業のみで身に付くものではない。社会科の学習で繰り返し取り上げられ、徐々に身に付いていくものであろう。したがって、小学校から系統的に見方や考え方を育成し、中学校へ接続するという発想が求められる。それによって、小中高一貫の見方考え方の育成が可能となろう。

筆者らの有権者教育プロジェクトにおいては、従来の教育プログラム開発研究が理念先行で実証的でなかったことを反省し、実証的なデータに基

づいて新しい教育理論を主張していくことを目指した。そのために取り組んだのが、児童の認識変容調査である。これは、政治的な判断のために必要とされる概念について児童の認識を調査し、教育的な刺激によってそれをどの程度成長させることができるかを明らかにしようとしたものである。調査の対象としたのは、第4学年の児童である。第4学年に注目したのは、発達心理学の成果をふまえると、この時期を過ぎると徐々に抽象的な思考が可能になると考えられたからである。

我々は、まず、「税金」という概念を取り上げて、調査を行った。「税金」に着目したのは、「税金」は公共的な事柄にどのように資源を分配していくかという政治の目的に関わる概念であり、その目的のための意見の調整という政治の働きや公正さの確保という政治の要件の理解につながるからである。調査は、(1)事前テスト（税金の定義、種類、目的等についての質問）→(2)課題（共同で使用する物品を購入するための負担の分配に関する問題）→(3)事後テストという手順で行った。

(2)の課題は、皆で使用していたサッカーのゴールの修理代金をどのようにして工面するかという問題を解決するというものである。誰が、どのように負担すればよいか、それをどのようにして決定すべきかを児童一人ひとりに考えさせた。この課題は、ゴールの修理（公共的な事柄）のための資金（財政）を、誰がどのように負担するか（税金）を考えさせるもので、税金の概念の理解につながっていく。この課題に取り組ませる前後で、税金に対する認識がどのように変化したかを事前事後のテストを比較し明らかにしていった。比較をするうえでの基準は、税金をその意味を理解せず単にシンボルとして捉えている段階（ステージ

1) から、その特質を捉えている段階（ステージ3）、その特質を目的に照らして説明できる段階（ステージ5）等のように設定した。調査の結果は、第4学年の児童の多くは、税金にはどのようなものがあるかを挙げることはできるものの、何かのために支払わなければならないお金といった程度の認識しか持っていないことを示していた。しかし、その一方で、約4分の1の児童は、皆が必要とするものを買うために皆で負担するお金という税金の意味について既に理解していたことも明らかになった。このことは、学習によって税金に対する児童の認識を成長させ得る可能性があることを示唆している。そして、実際に、先に述べた課題に取り組ませることで、「皆が必要とするものを手に入れるためには負担を皆で分かち合うべきだ」ということに気付いた児童は、税金についての認識を変容させより高いレベルの認識に到達していったのである。

この調査の過程では、さらに興味深い事実が明らかになった。それは、皆が必要とするものを手に入れるための負担をどのように配分すべきかを決定するにあたって、公正な配分の仕方や決定の方法に関して、第4学年でという年齢でも児童なりの考えを既に持っているということである。例えば、それは本当に皆にとって必要なものであるかどうか、負担の生活への影響は一人ひとり同じかどうか（家庭の収入によって負担の影響が異なること）といった点について言及する児童が見られたのである。先に述べたように、中学校社会科では「効率と公正」の概念を身につけ、活用できるようになることが求められているが、小学生の段階でも、日常生活の経験から、やや曖昧ではあるが公正さに関わる見方や考え方を既に獲得していると言える。

有権者教育プロジェクトでは、このような調査の結果に基づいて小中高それぞれの学校段階で実施可能な教育プログラムを、税金、議会、選挙といった有権者教育に不可欠な基本的概念に関して作成した。その際に留意したことは、上記の調査

でも明らかになったように、児童は既に自分なりの見方や考え方を獲得しているので、それを学習の中で活用させつつ、それだけでは十分解決できない課題に取り組ませることで、見方や考え方の成長を促すということである。見方や考え方は、たとえそれが間違いのないものであっても、教師から一方的に押し付けられるものではない。児童が自分で成長させていくものである。そのために必要な支援を工夫することがプログラム開発でもっとも留意した点である。

3. おわりに

現行の学習指導要領では、小学校社会科において政治に関する学習が本格的に始まるのは第6学年からである。しかし、児童は我々が思っている以上に早い段階で政治に関する見方や考え方を身につけており、そのため、より早い学年から政治に関する学習を始めるが可能であることが、我々のプロジェクトから明らかになった。実際、米国などでは、初等教育の段階から自由や権利といった抽象的な概念によって事象を捉えさせる学習がなされている。子どもは身近で具体的なもののしか認識できないという先入観を捨て去り、事象を捉える枠組みである見方や考え方の指導に取り組み、優れた有権者（主権者）を育てていくことが、小学校社会科に強く求められている。

著者紹介 桑原 敏典（くわばら としのり）

専門分野／社会科教育学

主要著書／『中等公民的教科目内容編成の研究—社会科公民の理念と方法』（風間書房、2004年）、『小学校社会科改善への提言—「公民的資質」の再検討—』（日本文教出版、2004年）、『中学校新教育課程社会科の指導計画作成と授業づくり』（明治図書、2009年）他
日本文教出版『小学社会』『中学社会公民的分野』
教科書著者

法教育のさらなる充実に向けて



福井大学准教授 橋本 康弘

1. 改訂学習指導要領下における法教育

改訂学習指導要領が告示されて数年がたった。改訂学習指導要領には、小学校・中学校社会科、高等学校公民科で、下記のように法教育が取り入れられた（表1を参照）。日本の法教育は、元々は、アメリカ合衆国の法関連教育（Law-Related Education）に由来し、アメリカ合衆国の法関連教育を「下敷き」にして、法務省法教育研究会が、「日本版法教育」を下記のように定義したところから始まる。

「法教育」とは広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。（中略）法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである¹⁾。

この定義を踏まえ、法務省と文部科学省が協働して、改訂学習指導要領に法教育の内容が取り入れられることとなった。表1を見てもわかるように、法や司法制度、これらの基礎になっている価値としての「公正」「正義」が特出しされて学習することになったし、「法的なものの考え方」の学習

を充実させるために、「法に関する基本的な見方や考え方」「私法に関する基本的な考え方」の学習が組み込まれた。また、裁判員制度の導入もあり、裁判員に加わる市民として持たないといけない知識、資質・能力（証拠の読み解き方、証拠の多面性の理解、刑事裁判手続きの理解）に焦点化して、「国民の司法参加」「裁判員制度」の学習の充実も図られた。改訂学習指導要領の中で、新しい内容が大幅に組み入れられたのは、法教育のみであり、改訂学習指導要領では、それだけ法教育が重視されたと言えよう。

2. 法教育が重視される背景

法教育が重視される理由は、一般的には、「裁判員制度」の導入がその背景にあると考えられがちであるが、筆者はいささか違う見解を持っている。その見解とは、（1）市民性教育の柱として法教育が重視されている点、（2）キーコンピテンシー教育の柱として法教育が重視されている点、である。

（1）市民性教育の柱としての法教育

現在の日本は、少子高齢社会となっている。内閣府の調査によると、日本の高齢化率は、世界最高水準であり、2060年には高齢化率は約40%にな

学年段階・科目	学習指導要領に示される法教育の内容
小学社会3・4年	「地域の人々の生活にとって必要な廃棄物の処理」、「地域社会における災害及び事故の防止」の中で「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりを扱う」（内容の取扱い）
小学社会6年	我が国の「政治の働き」の学習の中で「国会と内閣と裁判所の三権相互の関係、国民の司法参加」などについても扱うようにすること（内容の取扱い）
中学社会 公民的分野	社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる（内容(1)イ）、「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度について触れること。 など。
高等学校 「現代社会」	現代社会における諸課題を扱う中で、（中略）、幸福、正義、公正などについて理解させる（内容(1)）。法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度についても取り扱うこと（内容(2)ウの取扱い）。経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れる（内容(2)エの取扱い）。など

※高校・「政治・経済」についても、法教育が充実されたが、「現代社会」と内容が重複するので、割愛する。

表1 改訂学習指導要領社会科・公民科における法教育（筆者作成）

り、5人に2人が高齢者になるとの予測が出ている²⁾。このような高齢社会が到来すると、日本の就業人口の確保といった観点等から、諸外国からの移民を日本は積極的に受け入れていくことで、社会の維持・発展に努めなくてはならなくなる。「郷に入れば郷に従え」でやっていくのであれば問題はないが、例えば、夜遅くまでパーティーを行うといった「習慣」をそのまま持ち込まれれば、紛争が生じかねない。そういった紛争を法的なものの考え方で解決する、そういった能力をこれからの市民は身に付けておかねばならない。そのようなコミュニティの問題に限らず、価値多元化した日本社会では、政策決定においても、何が「公正」で何が「正義」に適った政策なのかについて、多様な見解を踏まえ、考察し、判断する能力が必要になる。こういった能力の育成にも「法的なものさし」を提供する法教育は、教育的意義を持つだろう。

ちなみに、アメリカ合衆国で法関連教育が重視されたのは、続々流入する中南米系の移民を「アメリカ市民」にするためであった。アメリカ合衆国では、移民を「アメリカ市民」として教育するために、アメリカ合衆国が重視する「正義」「公正」といった法的価値に関する教育を行うことで、「アメリカ市民」として育てていった。時代は違えど、これからの日本と当時のアメリカ合衆国は法教育を必要とする点で相通じているのである。

(2) キー・コンピテンシー教育の柱としての法教育

最近、国立教育政策研究所は、今後求められる資質・能力として「21世紀型能力」³⁾を提示している。その「21世紀型能力」と親和性があるものに「キー・コンピテンシー」がある。「キー・コンピテンシー」は、OECDが示す能力観であり、次の図1のように示すことが出来る。

この図の内、「紛争を処理し、解決する」「自らの権利、利害、限界やニーズを表明する」などの能力は、法教育のみで育成可能な「オンリーワン」の能力であり、グローバル化した社会で育成すべき能力と位置づけることが出来るだろう。

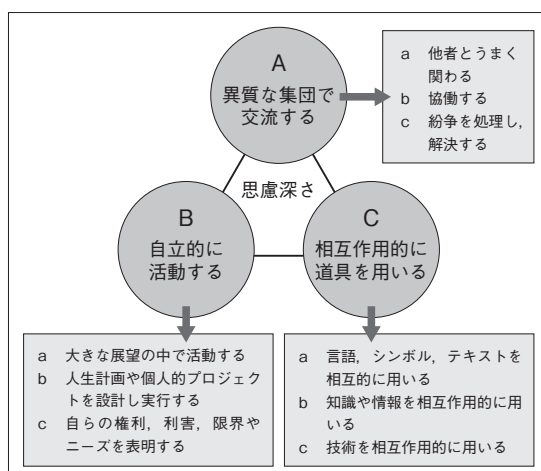


図1 キー・コンピテンシーとは (筆者作成)

3. 次期学習指導要領の改訂に向けて

次期学習指導要領の改訂が、「21世紀型能力」の育成を目指すコンピテンシーを基盤としたカリキュラムを志向する限りは、また、市民性育成を重視する限りにおいては、法教育は引き続き充実が図られることになるだろう。具体的に、社会科では、どのような教育を行うべきなのか、今回の改訂学習指導要領における実践状況・実践上の課題を踏まえながら、その内容について検討を加えていくべき時期にさしかかっている。

【註】

- 1) 法務省法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい、2005年、p.2)
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口（2012年1月、中位推計）
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.pdf>
- 3) 「21世紀型能力」の具体については、三宅なほみ監訳『21世紀型スキル:学びと評価の新たなカタチ』（北大路書房、2014年）が詳しい。

著者紹介

橋本 康弘（はしもと やすひろ）

専門分野／社会科教育学、公民教育、法教育
 主要著書／いずれも編著『教室が白熱する「身近な問題の法学習」15選』（明治図書、2009年）、『中学社会をよりよく理解する。』（日本文教出版、2008年）、『「法」を教える』（明治図書、2006年）他多数

見方考え方の成長を意識した 社会科授業づくりの視点



立命館大学准教授 角田 将士

1. 子どもたちの学びの 「履歴」や「発展」を 意識した授業づくり

近年、「小中連携」の動きなど、既存の校種を柔軟に捉えた教育のあり方が模索されている。一方で、このような制度的な検討とともに、授業づくりのレベルにおいても、校種を超えた「連携」を意識することが求められる。子どもたちは授業以前には「学びの履歴」を有しているし、授業後も「学び続ける」のだから、自分が担当している学年やそれぞれの校種の教育のみに意識を集中するのではなく、前後の関連性にも目を配ることも極めて重要な視点である。

社会科授業においては、単なる知識の伝達に留まるのではなく、下図¹⁾に示すように、社会的事象の本質や、事象どうしの関連性を読み解いていくためのレンズとも言うべき「見方考え方」を形成していくことが求められる。小学校においてはその学習が「どのような見方考え方につながっていくのか」を特に意識する必要があるだろうし、中学校においてはそれまでに形成されてきた見方考え方を「より成長させるためにはどうしたらよいのか」を特に意識する必要があるだろう。

人は既存の見方考え方では説明がつかない事実

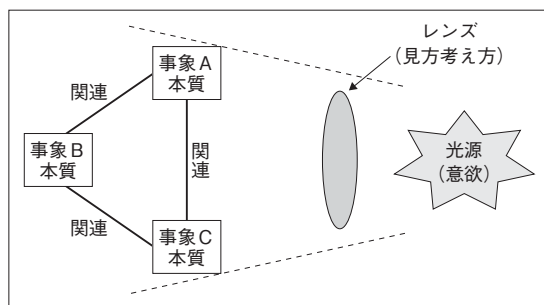


図 社会科で育成する見方考え方のイメージ

に出合った時、疑問や矛盾を感じ、「なぜ？ どうして？」という知的好奇心が喚起され、その事実を包摂する形で見方考え方を成長させていくという。これは「知識の変革的成長」²⁾と呼ばれる。知的好奇心を刺激し、学習意欲を喚起していくためにも、これまでの学びやこれからの学びを意識した授業づくりが重要になってくるのである。

2. 「学びの発展」を意識した 小学校社会科における 授業づくり

小学校社会科授業の大きな特質は、特に第3～4学年においては、地域で活躍する人たちの「工夫や努力」「願い」に焦点化した社会（地域）研究を行っていく点にある。様々に活躍している人たちの行為やその背後にある願いを共感的に理解することを通して、子どもたちが「自分たちもそうありたい」と思い、「地域社会に対する誇りと愛情」をもち、地域の発展に尽くす人材へと成長していくように促すことが指導の主眼となる。

しかし、同じ「工夫や努力」といっても、スーパーマーケットで働く人たちのそれと、浄水場や警察・消防で働いている人たちのそれとでは質が異なっていよう。スーパーマーケットなどの一般企業で働いている人たちの工夫や努力について考えることは、「企業は限られた資源を使って消費者の多様な需要にこたえ、優れた製品を生産するために様々な工夫や努力をしている（小学校第5学年）」といった見方考え方や、「企業は市場において、公正な経済活動を行い、消費者、株主や従業員の利益を増進させる役割を担っている（中学校公民的分野）」といった見方考え方へとつながって

いく。一方で、浄水場のような公的機関の人たちの工夫や努力について考えることは、「飲料水の確保については、水源を確保するための対策や水源地から各家庭などに供給されるまでの事業を、計画的に進めている」という見方考え方を獲得させることになるだろうし、それは「国民の生活と福祉の向上を図るために、市場の働きにゆだねていることが難しい問題については、国や地方公共団体が役割を果たしている（中学校公民的分野）」という見方考え方、つまり「市場の失敗と政府（地方公共団体）の役割」という見方考え方へと発展していこう。

もちろん、小学校の時点で正確な理解を求める必要はないだろう。上記のような「学びの発展」を見据えて、商店や農家の働きに見られるような収益や効率を意識した工夫や努力と、浄水場や消防・警察の働きに見られるような公平や安定を意識した工夫や努力など、それぞれで扱う工夫や努力の質の違いに気付くことができるような授業づくりが求められる。

3. 「学びの履歴」を意識した 中学校社会科における 授業づくり

一般的には中学校では、小学校よりも詳しく教えることが主眼となりがちで、そういう意味で、「知識の累積的成長」³⁾がめざされることが多いと思われる。しかし、それでは、知的好奇心が喚起されにくいだろうし、何よりも再び社会科を学ぶ意義が実感されにくいであろう。そのため中学校では、小学校での「学びの履歴」を意識した上で、小学校以上に「見方考え方の成長」をめざした授業づくりが求められる。

例えば、小学校第5学年の「我が国の工業生産」についての学習では、「交通の便がよいところに工業は立地する」という見方考え方の獲得がめざされており、太平洋ベルトが大きく取り上げられている。もちろん内陸部に立地する工場が存在

も取り上げられてはいるものの、工業の立地を「交通」という視点から読み解いていくところに特色がある。そのような「学びの履歴」を意識した上で、中学校の地理的分野においては「必ずしも交通の便が良いとはいえない内陸部に工業が立地しているのはなぜか」、「そのことを踏まえると工業はどのようなところに立地するといえるか」といった問いが設定できれば、「生産物の種類に応じて生産のコストを最も低く抑えられる場所に工業は立地する」という、より説明力の高い見方考え方へと成長させていくことができよう。

中学校では、小学校までの「学びの履歴」の中で身に付けてきた見方考え方では説明がつかない事実に出合うことで、既有の知識体系と新たな事実を結び付け、より説明力の高い見方考え方へと成長させていくこと、すなわち「知識の変革的成長」を小学校以上に意識したい。そうすることによって、子どもたちにとっても説明ができそうでできない事実に出合うことで、知的好奇心が刺激され、学習意欲の向上も期待できよう。

4. 魅力ある授業づくりの 主役としての教師

「社会科＝暗記」というイメージを脱却し、魅力ある社会科授業の創造のためには、各教師が授業づくりの主体者として、日々の授業づくりの中で「見方考え方の成長」や学びの「履歴」や「発展」をどれだけ意識できるかが何よりも重要であろう。先生方の奮闘を期待したい。

【註】

- 1) 大杉昭英他『新中学校教育課程講座 社会』（ぎょうせい、2000年、pp.163-165）を参照
- 2) 森分孝治『現代社会科授業理論』（明治図書、1984年）
- 3) 同上書

著者紹介

角田 将士（かくだ まさし）

専門分野／社会科教育

主要著書／『戦前日本における歴史教育内容編成に関する史的研究』（風間書房、2010年）、『新 社会科教育学ハンドブック』（共著、明治図書、2012年）他

『堺スタイル』による タブレット端末活用による授業改善の取組

堺市教育センター

1. タブレット端末整備の 方向性

国や各自治体でタブレット端末整備の実証実験が行われ、本市においてもタブレット端末についての方針検討を始めました。

タブレット端末はこれまでの本市のノートパソコンと比較し、可搬性に優れ、起動が早く、より直感的に操作が可能です。これらの特徴から、多くの自治体で子ども一人一台の環境構築が検討されていましたが、本市では、タブレットの特徴は教員が指導用として利用する場合でも大きなアドバンテージであり、これまでの教育用ノートパソコンに置き換え、既設の大型デジタルテレビと無線で接続し、教員が提示用としてタブレット端末を活用することで、これまで活用が日常的に行われなかった要因をクリアできると考えました。

こうして、タブレット端末の特徴を活かし、従来の授業手法と融合させ、教員がタブレット端末を指導に用いるスタイルを『堺スタイル』と呼び、平成26年1月から全小学校の普通教室で一斉に運用を開始しています。

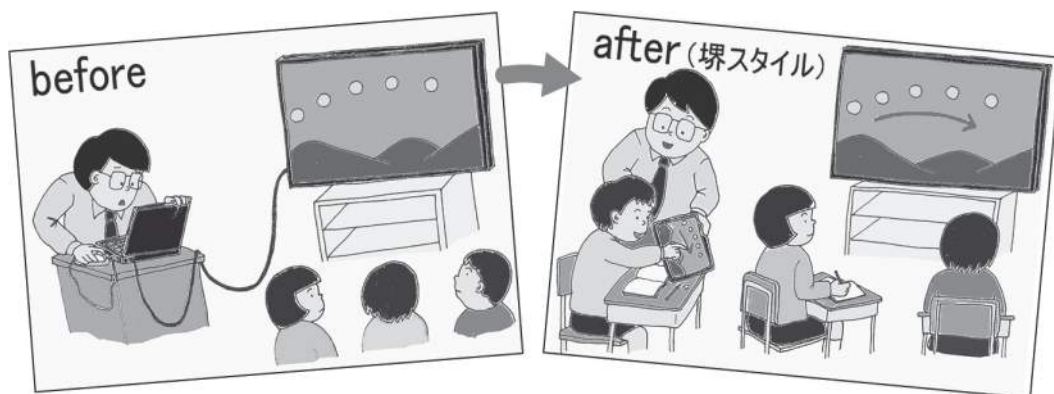
- 本市にとってタブレット端末の効果的な活用方法は、「教員が指導用として、タブレット端末と大型デジタルテレビを接続して活用」するスタイルであり、ICT活用と「従来からの授業手法」との融合を実現させる効果的な手法である。⇒『堺スタイル』
- 整備にあたっては、校種内で一斉に一律の環境を整えることが望ましい。



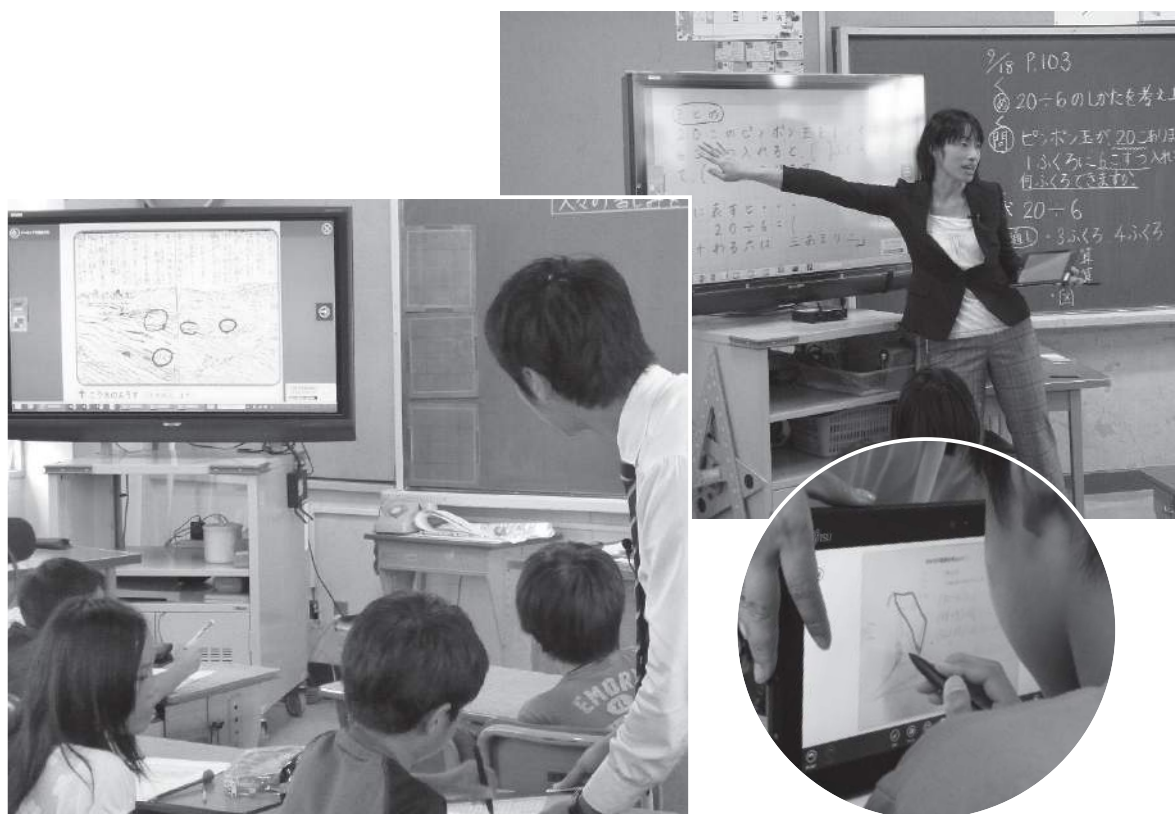
- 全小学校のすべての普通教室に1台ずつタブレット端末を整備し、既設の大型デジタルテレビと無線で接続することで授業改善を図る。
平成25年度：支援学級を除く全普通教室に整備（約1,500教室）
平成26年度：支援学級および特別教室に整備（約500教室）
- 平成25年度、支援学校に数台のタブレット端末を整備。



タブレット端末整備で課題を解決し、授業改善へ



「堺スタイル」のイメージ



2. 研修と活用の状況

活用をすすめるには研修の充実が重要です。タブレット端末の整備にあたっては「整備前」「整備後」に研修を実施しました。

まず「整備前」の研修では、本市の考えるタブレット活用の考え方を多くの教員が理解できるように、平成25年の夏季休業中に操作研修を39回実施し、各小学校の管理職および教員のべ800名が参加しています。ここでは、タブレット端末活用の考え方を中心に、様々な活用シーンの紹介と操作体験を実施しました。参加者からは、「整備されるのが楽しみだ」「いろいろな場面で使いたい」といった意見が多く聞かれました。

また、整備後は、各学校に専門の講師を派遣し、実際に整備されたタブレット端末に関する操作方法等を中心に研修を実施しました。

次に活用の状況について、整備完了から約1か月後および本年度6月に、タブレット端末が配置された小学校の全担任教員を対象にアンケートを実施しました。本年度6月の調査では教室で行った全授業数のうちタブレット端末を活用した授業の割合が52%という結果となり、高い活用率であると判断しています。今回の『堺スタイル』によるタブレット整備で「すべての教員がICTを活用した授業を行う」という目標は達成できたと考えています。

整備完了から約8か月、タブレット端末が授業における効果的なツールとして活用がすすんでいます。今後は「本当に効果のある活用方法を研究していく」段階と考えています。

三鷹発 コミュニティ・スクールを 基盤とした小・中一貫教育

1. 三鷹市内最大規模の 連雀学園

三鷹市は平成18年度のにしみたか学園の開園以降、平成21年度までに7つの中学校校区を全て施設分離型のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校=学園として全市展開した。

平成20年度に開園した連雀学園は、第一中学校とその学区内にある第四小、第六小、南浦小の3つの小学校で構成される、児童数1,949名、生徒数753名、合計2,702名の市内でも最大の学園である。「地域に根ざし、たくましく現代に生き、進んで未来を創造し、社会に貢献する、心身ともに健康な児童・生徒を育成する」ことを学園の教育目標にしている。

2. コミュニティ・スクールを 基盤とした地域とともに 進める小・中一貫教育

三鷹市の小・中一貫教育の最大の特徴はコミュニティ・スクールとセットで実施していることである。小・中学校が同じ学区の地域の力を共有し、それを最大限に生かせるコミュニティ・スクールは、組織だった地域・保護者の支援が得られるため、教員の負担感軽減につながっている。責任と権限をもって学校にかかわる地域は心強い。

地域人材やボランティアネットワークの積極的な活用で、日常的に保護者や地域の方が授業や学校行事に入ることにより児童・生徒の安心感と基礎学力の向上につながっている。保護者や地域の学校・学園への理解が深まり、学校・家庭・地域が教育の当事者として同じベクトルで地域の子供

連雀学園 三鷹市立第一中学校校長 松永 透

たちを育てる意識が高まってきた。

また、地域社会とのかかわりや小・中の異年齢交流の中で、人間力・社会性を育む



写真1 連雀たてわり班活動

ことができるよう、キャリア・アントレプレナーシップ教育等で地域のプロフェッショナルな大人と出会う機会を作ったり、小・中合同で開催する連雀音楽会や連雀学園たてわり班活動、小学校3校合同の選択交流学习など児童・生徒の交流活動も活発である。小・中の児童会・生徒会が地域を巻き込んで実施しているあいさつ運動や地域行事でのボランティアなどの交流活動を連雀学園コミュニティ・スクール委員会が支えている。



図1 連雀学園組織図

3. 連雀学園での 小・中一貫教育の実際

施設分離型の小・中一貫教育で欠かせないのが、一貫したカリキュラムと教員の指導交流そして学園の児童・生徒の交流である。

小・中一貫カリキュラムは9年間の学習の単元系統配列一覧表を学園研究と連動して作成し、黒の矢印で結ばれた、その学年段階で定着を図らないと後で必ずつまづいてしまう単元項目、グレーの矢印で結ばれた、重複を避けるために軽めに扱う単元項目をどの教員も理解したうえで進めることで、指導にかける時間のメリハリをつけ、年間配当時数の中で学力向上につなげている。重要な単元を「絶対定着させる」という意識で指導をするかどうかで後々の学力に大きな差が生じる。

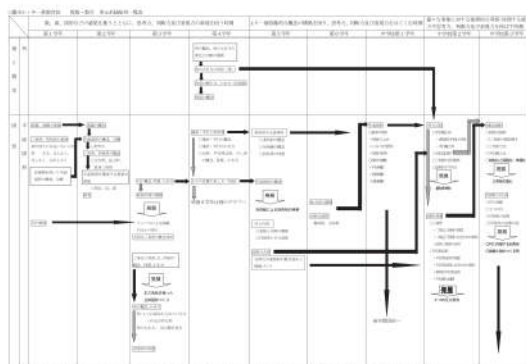


図2 単元系統配列一覧表 算数・数学（平面図形）

次に教員の相互乗り入れ授業を実施し、中学1年生の小学生時代をよく知っている小学校の教員



写真2 相互乗り入れ授業（中1数学）

が数学の授業に入りT2で指導することで、生徒はわからないことを気軽に質問できる。また、これから進学先で教わる中学校の教員が小学生に算数・外国語活動の授業を行うことで、児童は中学校での学習に見通しをもち、不安感を軽減することができる。移動・打合せ時間を含め、乗り入れに出かけた教員の後補充のため市独自の非常勤講師が各校週11時間配置されている。また、小学校同士の同学年の交流活動、合同宿泊行事等により学園の仲間意識が高まり、「中学に行ったらまた一緒に頑張ろう」という気持ちを育てている。

分離型の小・中一貫教育校の物理的な距離の克

服を図るためにフェイス・トゥ・フェイスで協議する案件とそうでない案件を峻別し、会議を必要最小限とし、学園の共有サーバーや電子メール、電子回覧板等の校務支援システム（ICT）を活用し、時間と移動の手間の軽減を図っている。

4. 連雀学園の 小・中一貫教育の成果

連雀学園では学校段階間の段差の解消を図るのみならず、分離型の小・中一貫教育校のメリットである小学校6年生の最高学年としての意識を残し、違う校地にある中学入学で気持ちを新たにリスタートすることが可能となっている。

以下主な成果を列記する。

◇学力向上

- ・学園研究に基づいた一貫した指導、相互乗り入れ授業、学習ボランティアによる個に応じた支援の充実により、学力向上が図られた。

◇適応

- ・中学生がリーダーシップを発揮する児童会・生徒会交流や子ども熟議等を行うことで、中学生の自己有用感が高まり、小学生も中学生にあこがれを抱き、中学校入学への期待感が高まった。
- ・学習指導や生活指導面において、小中学校教員の協力体制が整い、不登校の減少を含め、中一ギャップの解消が図られた。

◇学校支援への参画の増加

保護者・地域の学校支援への参画の広がり、各支援組織による学校支援のシステム化が進んだ。

・授業での学習支援ボランティアの参加者数	
H22→1,508人	H23→2,021人
H24→2,621人	H25→2,765人

◇安心して通わせられる学園の中学校に

- ・「私学に行かせるより、地元の中へ」安心して通える公立中学校としての信頼感が高まった。

・連雀学園の小学校卒業生の第一中学校進学率	
H23→69%	H24→73%
H25→71%	H26→81%

『学力向上を保証する探究学習』の 紹介と学級経営

帝京大学教職大学院客員准教授
社会科教育研究センター副会長 佐藤 正一郎

1. 探究学習との出会い

待望の教職に就き、小学校5年生の担任となった。二学期、病気がみつかり暫く入院する事となった。その時お見舞いに来てくれた上司の先生から、一冊の本を頂いた。

大野連太郎（故人）が代表を務めた社会科教育研究センターが編集した『探究的歴史学習の指導』（昭和50年；中教出版）』であった。

「驚いた…」特に斎藤雄三先生の実践記録は「嘘！！」だと思った。自分の授業からは「想像」すらできない世界がそこにはあったからだ。退院後、授業を見せてもらいたい旨をお願いし見に行った。

その授業は6年生の明治時代であった。まとめも終わり、最後に「明治の新政府を評価する」と題するディベートであった。私はそこで子供達の声や発言内容・表情を見て震えた…。一人の子は涙を流しながら「明治の新政府対策はやむを得なかった」とし、その根拠を列举しながら訴えていた。

これに対し別の子供達が反論、質問をする。これまた事実と根拠をつかんでの反論であった。

「単語」がない。議論が尽きない。これが斎藤先生の授業だった。子供が「自ら考え・判断し・表現」ということはこういう「姿」となって顕れるんだと初めて知った。

その後、中学校に異動となり中学校でも探究学習の実践に明け暮れた。中学校にいて2～3年経ったころ疑問が湧くようになった。その疑問はやがて不安に変わっていった。

探究学習の成果として、子供が自ら考える「思考力」が育つことは間違いはない。

しかし、なぜ教師が教えてはならないのだろうか？なぜ注入をしてはならないのか。これらの授業がなぜ今日の教育界にあって、かくも批難されなければならないのだろうか。これが私には大いなる疑問として生まれてきたのである。

研究授業での指導主事の評価も、講義型の授業は授業の範疇に非ずとして酷評されていた。なぜなのか。いろいろな先生に聞いて回ったが満足のいく回答はなかった。そこでの回答は概ね2種類あった。一つは文部省の方針。もう一つは「自分で考えたり判断出来なくなる」であった。それは分かる。しかし人間の歴史は、このような問題解決型や探究型の教授法ではない。圧倒的に知識注入型の歴史である。

現実に現在も行われている主流が講義型、注入型である。もしこれらの教授法に、取り返しのつかないような大きな欠陥があるとするならば、とうの昔に修正していたはずである。なのにまだそれは続いている。なのに研究授業等ではそれがボロクソに批難されている。

この疑問を解くために研究してきたのが本著『学力向上を保証する探究学習』（日本文教出版；平成26年8月）3本柱の一つ「一章、二章」(A)である。そこでは「いつ・何処で・誰が・何のために」知識注入を正当化したのかを、キリスト教の思想と、その「知の構造」面から論じている。

もう一つの柱「三章」(B)は知識注入主義に対する批判を提示した、デューイ哲学を中心に論じ、そこからなぜ、知識注入が間違っているかを明らかにしている。その上でデューイのいう問題解決型の授業を「実際の教室」で実践するときのリスクと不備を指摘している。教師がこの事を知らずに実践すると「学級崩壊」につながる恐れがある。

3本目の柱は（A）（B）の柱を踏まえて、筆者の「探究型」授業「江戸時代の初期と中期」を紹介している。

その際大事にしたことは、あくまでも実践を想定して論じている点。もう一つは「子供が書き残した」多くの生の資料で、思考力の向上を実証している点である。

2. 学級レベルと 子供を活かす学級経営

実践にあたって最も大事なことは「わかることは、できることを意味しない」と、いうことである。

「わかる」というレベルは、登山に例えると“一合目”でしかない。

学級は集団ゆえに、プラスの影響力とマイナスの影響力を受ける。崩壊する学級は、マイナス要因を強く受けた結果である。

以下、そのレベルを5段階に分類し、第1段階の「崩壊学級」から第5段階「学習集団学級」まで述べる。

第1段階「崩壊学級」

無責任、無関心、無気力、無駄口、暴言、立ち歩き、いじめ等、好き嫌いのみの行動や振る舞いがある。自分に対し甘く、他人に冷たく人間関係を巡ってトラブルが絶えない。教師の指導が入らず、欠席者も多く大きな事故も多発する学級。

第2段階「無言学級」

挨拶は少数で声も小さい。小さなふざけ、小さなイタズラがちょこちょこ発生し、大きな事故を起こしている。教師の話は聞けるが、ノートに書いてあることも言えない。陰口が多く、発表に対する恐怖、羞恥心が混在している学級。

第3段階「発表会学級」

仲良しグループ同士の挨拶はできるが、他の人との挨拶はできない。小さなふざけ、小さなイタズラがちょこちょこ発生し、大きな事故を発生させやすい。書いてあることは言えるが、他人の発表にお互い関わろうとしない。気の強い生徒のみの

の発表が多い学級。

第4段階「応援学級」

クラス全員で元氣な挨拶ができ、小さなふざけ、小さなイタズラも少ない。他人の意見に対し根拠を持って賛成、付け足し等の応援ができる。しかし、反対の意見は言えない学級。

第5段階「学習集団学級」

クラス全員がお互いに励ます元氣な挨拶ができる。小さなふざけ、小さなイタズラもほとんどない。自分の感じたこと思ったことが自由に発表でき、その意見について賛成、反対、付け足し、修正等の意見が出、より正しい意見に収斂されていく討論ができる。仲間の意見を聞く中で自らの思考を深化させ、互いの学び合いに喜びと感謝の念がある。学級のために涙と笑いと支えがあり、思いやりのある厳しさが、共に伸びようとする風土を形成している学級。

学級は、このように第1段階から第5段階まで進化する。進化させるのは、教師である。ここではどうしたら「子供同士がお互いに自由な発言」をできるのか、その基本3点にしばって述べる。

1：自分の意見を伝える大切さを教える。

ポイント：「自分の言葉で、みんなにわかるように説明すること」。したがって、単語や小声は『みんなに、失礼だよ』などと指導。

2：聞く方は、「目で聴く」・“うなずいてやる”ことを教える。

ポイント：これができるようになったら付け足しをし、拍手をする。つまり、発言者をみんなで応援しカバーし、褒め支えることである。これを繰り返す。すると、発言者に“安心・安全、自信、意欲”がわくようになる。

3：1と2ができるようになったら次に、質問や違う意見の大切さを教える。

すると、より良い意見が生まれ、活発な意見が交流するようになる。このような好循環から「いじめ」等が排除されるようになっていくのである。

本著は、明日の子供に夢を託し泥まみれ、汗まみれになれる先生方の一助になれば幸いです。

『地域からの社会科の探究』のご紹介

広島大学大学院教育学研究科准教授 永田 忠道

広島大学大学院教育学研究科教授 池野 範男

1. 本書の意図とねらい

我が国の社会科は、学習指導要領や教科書に既定されて、全国的には一様であると考えられがちです。しかし、実際には、各地域に、それぞれに活躍されている先達や指導者がおられ、その地域独自の社会科を作り出し、多様な社会科の実践が展開されています。本書『地域からの社会科の探究』(近刊予定)は、そのような多彩な社会科の掘り起こしと、それにもとづいた様々な社会科の姿を見出し、広く示そうとする趣旨のもとに企画されました。

本書の具体的なねらいは、次の4つです。

第一は、前述のように、全国で同じような社会科が進められているのではなく、それぞれの地域で特色ある社会科が作り出され、推進されていることを事実でもって示すことです。

第二は、それぞれの地域の社会科を先達として進めてこられた先生方にインタビューし、その起源、めざすもの、その後の歴史、現在の到達状況、将来さらに発展をめざす社会科の姿を語っていただき、その特色ある社会科の具体を紹介することです。

第三は、それぞれ特色ある社会科で過去や今現在のもっとも推奨する授業事例を推薦していただき、その地域で進めておられる社会科の実際を詳細に示していただくことです。

第四は、このような特色あるそれぞれの社会科に関して、各地域のかかわりのある大学の先生方より、その特色についてコメントしていただき、特色が全国の社会科の中で、どのような位置にあるのかを示していただくことです。

これらの4つのねらいを通して、本書『地域か

らの社会科の探究』は、我が国の社会科を、それぞれの地域の社会科として、また多様な社会科として提示しようとしています。

2. いま改めて社会科の多様性を描き出す理由

このように本書のねらいは、各地の小学校において、社会科とその授業がそれぞれの地域で、多様に進められていることを、実際にこのようになっていると理解していただきたいという点にあります。それは次の3つの理由からです。

第一は、全国で同じように社会科が行われているという考えは、実際に行われている社会科の事実と合致しておらず、正しくなく、それを証明したいからです。多くの教育者も研究者も、我が国の社会科は学習指導要領と教科書に規定され、全国で同じような社会科の教育が行われていると考えています。この考えは教育の事実とは異なることを理解してほしいのです。

もっとも、似た傾向にあるのは確かです。本書でも目次の各部に分類しているものは傾向性において似たものと考えられるので、それぞれの部にまとめています。しかし、そのなかの指導案ひとつみても、同一の型の同一の内容ではありません。多様な指導案の形式をとり、そこに書かれていることはそのクラス、その学年、その学校のための指導案です。多様になるのは、教育を目の前の子どもたちのために行うからです。子どもたちの行為として教育を追究すれば、多様にならざるをえないのです。

第二は、それぞれの地域において、それぞれの社会科に関する考えがあり、各地域の社会科は異

なっているからです。それぞれの地域の社会科は確かに、学習指導要領や教科書に影響されていますが、それぞれの社会科を独自に作ろうとしているし、現に作っています。そこには、〇〇の社会科と呼べるものがあり、それを並べて明示してみたいと考えたからです。

各地域では3・4年用の副読本が作られています。これは、学習の対象にするものが各地域であるので、各地で教科書に準ずるものを作る必要があるから、副読本を作っています。地域の社会科がそれぞれあるというのは、このような副読本作りのような理由だけではありません。地域それぞれでこだわる社会科教育観、社会科教育論があり、それにもとづいて、社会科授業を行っています。それを発掘し示すことができれば、多様性ははっきりと形となり、その理解がしやすくなるからです。その社会科教育観、社会科教育論は、歴史的にも、社会的にも、教育的にも説明できるでしょう。それぞれの教育観、教育論の違いが、その説明のしかたに影響を及ぼしています。本書で説明されているそれぞれの社会科は、読んでいただければ、どこに強調点があるのかが理解されることでしょう。

第三は、それぞれの地域の社会科には先導的に指導しているリーダーがおられ、そのもとでそれぞれの社会科が育っていることです。それぞれの地域の社会科は、だれか、あるいはあるグループがそれを考え始め、そのなかに「先達」と呼ぶことができる指導者がいて、その方の社会科観、教育観が大きく影響しています。その考えが元になって、それぞれの社会科の多様性を作り出しているからです。

多様性というものは、だれかがどこかではじめて教育の営為が人々のなかに継がれ、今に至っているものが集まったものです。ある場合には、だれかが一人で作り出したものもあるでしょう。しかしそれは、その人一代で終わり、継承されません。その地域で語られる社会科授業は、その社会科とその授業について考え出した人がおり、その

人の周りに多くの人が集まり、グループができたり、研究会が組織されたりして、大きな仲間、集団ができ、代々引き継がれ発展させられてきたもののなのです。その社会科教育観や授業観が社会科に関する多様な考えを作り出しています。その出発点、あるいは現在その継承者となっておられる方こそがその〇〇の社会科を担い作り出してきた人でしょう。その人を本書では、「先達」と呼び、その人にインタビューしてその地域の社会科の特色となっている〇〇を明らかにしようとしたのです。

3. 社会科のますますの活性化を期待して

日本のどこの小学校でも同じ社会科が教えられ、学ばれているという暗黙のうちに、だれもがもっている考え（通念）は根深いようです。このような通念と現実の社会科は異なることを、本書は明らかにしています。

本書だけでは到底、描ききれない数多くの先達や多様な社会科が全国各地に、まだまだ埋もれているはずです。我々がこうあるべき、という縛りを解放してみた時に新たに見えてくる社会科の秘めた可能性も、残されているのではないのでしょうか。本書をきっかけとして、日本の多様で活発な社会科の姿を発信できる場が、ますます活性化することを願うところです。



ラテンアメリカ諸国からの米国移民を描いた映画案内 ～『ヒア・アンド・ゼア』を中心に～

国立民族学博物館准教授 鈴木 紀



(C) Aqui y Allí Films and Torch Films



【ヒア・アンド・ゼア】

● 2012年 メキシコ・スペイン・アメリカ映画、
110分（日本劇場未公開）
監督／アントニオ・メンデス・エスバルサ
the film "Aqui y Allí" directed by Antonio Mendez Esparza

国立民族学博物館では平成26年8月30日に第27回みんなくワールドシネマを開催し、映画『ヒア・アンド・ゼア』を上映した。本稿ではこの映画を中心に、ラテンアメリカ諸国からアメリカ合衆国への移民を描いた映画を紹介する。

『ヒア・アンド・ゼア』

米国へ出稼ぎに行き、金を稼いで帰国するメキシコ人には夢がある。映画『ヒア・アンド・ゼア』の主人公ペドロの場合は、昔の仲間とバンドを組んで、プロのミュージシャンとして活躍することだった。歌と作曲には自信があり、ピアノの腕もいい。帰国後さっそく練習を開始した。

しかし現実には甘くない。不景気で演奏の依頼は少なく、ギャラも安い。バンドを去るメンバーも現れた。家庭では妻が体調を崩し、医療費がかさむ。子供たちの教育費も必要だ。こうしてペドロは再び国境の向こうを目指すことになる。妻の「行かないで」という願いも虚しく。

故郷を離れる理由

移民が米国を目指すのは貧困のせいだと言われる。『ヒア・アンド・ゼア』にもその説明は当てはまる。ただし、ここで描かれている現代メキシコの貧困は、食うや食わずの極貧ではない。安定した収入が得られず、中流の暮らしを維持できないことが問題なのだ。そして家計の苦しさにもまして辛いのは、メキシコの庶民にとって大切な「助け合い」を実践できないことである。助けを乞うばかりの生活では、みじめな気持ちがつづるのだ。

移住の理由としてもう一つ重要なのは、政治的な迫害だ。『エル・ノルテ 約束の地』（表の①）は、グアテマラの先住民族が米国に渡る物語だ。映画制作当時のグアテマラでは反政府ゲリラ活動が活発で、政府軍はゲリラの疑いがある市民を容赦なく虐殺したという。映画の冒頭で描かれるのは、政府軍に追われて命からがら故郷を去るエンリケとロサの兄妹の姿である。

番号	映画名	原題	制作年	監督	制作国
①	エル・ノルテ 約束の地	El Norte	1983	Gregory Nava	アメリカ・イギリス
②	おなじ月の下で	La Misma Luna	2007	Patricia Riggen	メキシコ・アメリカ
③	明日を継ぐために	A Better Life	2011	Chris Weitz	アメリカ
④	ブレッド&ローズ	Bread and Roses	2000	Ken Loach	イギリス・フランス・ドイツ他
⑤	メキシコ人が消えた日	A Day without a Mexican	2004	Sergio Arau	アメリカ・メキシコ・スペイン

米国での就労

移民にとって米国での就労は、経済的なチャンスだが、社会的には少なからぬストレスを伴う。米国で働くメキシコ人を描いた映画に、『おなじ月の下で』(②)がある。9歳の少年カルリートと、彼をメキシコに残してロサンゼルスで働く母親ロサリオの親子愛が描かれる。離ればなれの暮らしに嫌気がさし、母に会いにいくと決心して家出した息子と、息子の家出を知ってメキシコに戻ろうとする母。2人はすれちがいそうになりながらも、多くの人々に助けられて、やがて再会を果たす。

同じロサンゼルスを舞台とする『明日を継ぐために』(③)は、庭師として働くカルロスと10代の息子ルイスの交流を描いていく。カルロスは不法滞在のため、仕事に使うトラックを同僚のメキシコ人に奪われても、警察に訴え出ることができない。ルイスは米国にもメキシコにも馴染めず、所在のない日々を送っている。盗まれた車を捜しだし必死に働こうとする父の姿をみて、ルイスは少しずつ心を開いていく。

この二つの映画は、母と父の違いこそあれ、子供の将来のために不法滞在を犯してでも米国で働き続ける移民というテーマが共通である。

移民の社会的地位

2010年の時点で、米国在住のメキシコ人は1173万人に上り、米国最大の移民集団を形成している。これはメキシコ人が米国の社会、経済に大きな影響を及ぼしていることを意味するが、メキシコ人に対する偏見や差別もまた根強い。こうした移民の社会的地位向上という政治的メッセージを描く

映画もある。

『ブレッド&ローズ』(④)は、ビルの清掃員として働くメキシコ人姉妹マヤとロサを軸に、低賃金や不当解雇などの形で移民を搾取する米国企業の内実を告発する。不法滞在という立場の弱さにも関わらず移民たちが抗議の声をあげる姿は、移民の窮状を打開するための一つのモデルとなる。

同様な政治的主張をコミカルに描いた『メキシコ人が消えた日』(⑤)も興味深い。ある日突然カリフォルニア州からメキシコ系の人々が姿を隠すという想定のもと、社会が大混乱する様子が描かれる。レストランからはウエーターや皿洗いが消え、ガソリンスタンドや駐車場も無人になる。こうして同州におけるメキシコ人の貢献を強く意識させることにこの映画は成功している。

日本への視点

これらの映画は、いずれもラテンアメリカ出身の移民の諸相を描いており、現代の米国社会を理解する手がかりとなることは言うまでもない。一方で、人手不足を解消するために移民を導入する計画が語られ、実質的に多数の留学生や研修生がすでに就労している現代の日本に思いを巡らせば、こうした物語は太平洋の向こうの他人事ではない。「人手」でなく「人間」として移民の人々と付き合っていくために、映画から学べることは少なくないと思われる。

著者紹介

鈴木 紀 (すずき もとい)

専門分野／開発人類学、ラテンアメリカ文化論
 主要著書／『国際開発と協働：NGOの役割とジェンダーの視点』(共編著、明石書店 2013年)、『朝倉書店世界地理講座 14 ラテンアメリカ』(共編著、朝倉書店 2007年)

井伊直弼と日米修好通商条約の調印

京都女子大学教授 母利 美和



図1 井伊直弼画像（豪徳寺蔵）



図2『公用方秘録』（改竄稿本，彦根城博物館蔵）安政5年6月19日条。左頁は用紙を替え、改竄されていることがわかる。

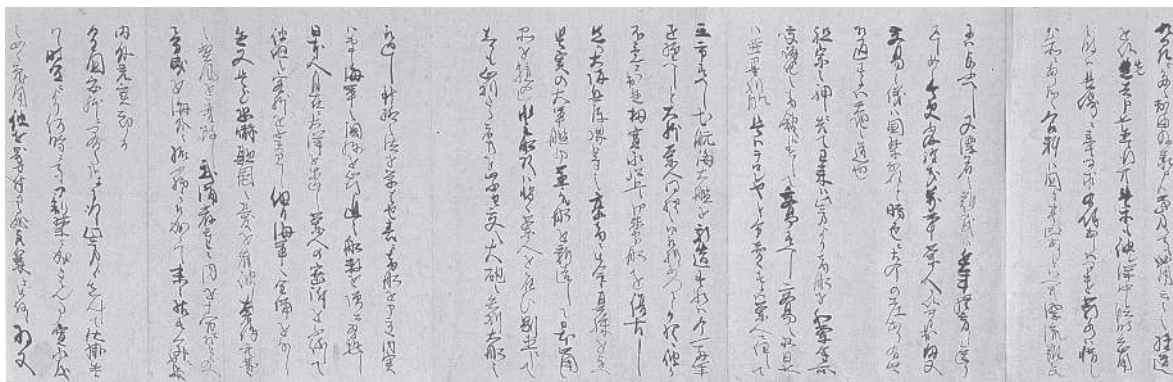


図3「別段存寄書」（部分，彦根城博物館蔵）右から7行目に「交易之儀ハ国禁なれと、時世に古今の差あり、有無相通するハ天地の道也、祖宗之神ニ告て已来ハ此方より商船を和蘭会所咬啗吧之商館え遣して交易すへし……」と、交易は国禁であるが時世に古今の変化があり、「有無」を補い交易することは天地の道理である。神君（徳川家康）に告げ、以来は日本から進んで咬啗吧（ジャカルタ）のオランダ商館に商船を派遣して交易すべきだと記す。また後ろから6行目では、「武備厳重ニ内を十分ニ相ととのへ勇威を海外ニ振ふ様ニ相成候ハ、末々居すくみニ相ならず、内外充実、却て皇国安寧ニこれ有るべきや」「此方より先んじて仕掛置候ハ、時宜により何時にても御制禁ニ成候はん事竟永度之如く」として、国内の武備を厳重にして、勇威を海外に示すようになれば、いつでも寛永の時のように交易を制禁することができると主張する。

1. 幕末の政局と井伊直弼

19世紀半ば、幕府に突きつけられた開国という課題はたんに外交上の問題ではなく、当時の幕政、ひいては国家のありようを大きく揺さぶる大問題であった。井伊直弼はこの政局において大老に就任、その権限により反対意見を押さえアメリカとの条約調印に踏み切った人物として知られる。直弼は天皇の勅許を得ないまま幕府独断で条約調印を行ったため反対派の人々を安政の大獄で弾圧し、専制的政治家であるとの評価もある。しかし、条約調印は正規の評議をへて、幕府の総意として実

行したものであり、当時の国際情勢から判断して適切な選択であった。

2. 井伊直弼の対外観

1853（嘉永6）年、ペリーが浦賀に来航した際、幕府は諸大名に外交意見を求めた。幕府が幕政について譜代大名以外に意見を求めたのは、開幕以来これが最初のことだったが、多くの大名が攘夷を主張するなか、直弼は二度の意見書を提出する。最初の「初度存寄書」^{しよどぞんじよりがき}では、キリスト禁教のため行われた鎖国の祖法^{そほう}は変更すべきでない、また米国の交易要求は国法を説いて了解させると、他大名と同様の開国拒絶を述べるが、文末には、「籠城退縮^{ろうじょうたいしゆく}の姿に成行き候ては、往々憂うべき場に至り申す」と、逆に進んで海外に雄飛すべきであると前述の論旨を覆した。この文末の意見は、二度目の意見書において具体的となる。

二度目の「別段存寄書」^{べつだんぞんじよりがき}〔図3〕の冒頭で、今の時世では鎖国の祖法を墨守できないと前言を撤回。海防が整わない内は「暫く兵端を開かず、年月を経て必勝万全を得る」必要があると避戦論を展開した。さらに「交易の儀は国禁なれど、時世に古今の差あり」として、造船・航海技術を学び、日本から商船を派遣して交易すべきだと海外進出を説く。しかし武備が整えばいつでも鎖国に戻すことができると締めくくった。この時点での条約調印は欧米列強との戦争回避のための計策であり、将来必要であれば鎖国に戻すことを前提にしていた、いわゆる「大攘夷」論である。のちに攘夷に失敗した西南雄藩や維新政府も同様に、避戦・富国強兵・海外雄飛の道を歩んだのである。

3. 条約調印と直弼の行動

和親条約の締結後、1857（安政4）年11月、米国駐日総領事ハリスが江戸城に登城し、幕府へ通商を求め、幕府は再度諸大名に意見を求めた。この頃には大半の大名が通商容認と考えており、幕

府は朝廷の勅許が得られないなか、將軍継嗣争いと絡んで攘夷にこだわる水戸藩・尾張藩などを説得する必要があった。この状況下の1858年6月19日、ハリスからの条約調印督促^{とくそく}に対して、幕府は緊急評議を行い、即時調印を許した。条約調印はのちに違勅調印と反対派から非難されたが、調印評議の際、幕閣の大多数が即時調印を主張するなか直弼はむしろ勅許を待つべきとの立場を取った。しかし結局、幕府評議をへて將軍家定の裁可により条約調印が実行されたのであり、大老の強権発動ではないことが確認できる。

評議の当日、江戸藩邸に帰館した直弼は、側近宇津木六之丞^{うつぎろくのじょう}（側役兼公用人^{こうようにん}）に当日の様子を語ったことが彼の記録『公用方秘録』〔図2〕に見られる。調印当日、勅許を得ずに許した責任は直弼一身が負うと記され、これをもとに従来、直弼の英断と評価され、また独断専制との批判もつけた。しかしこの部分は、明治20年頃の改竄であることが原本に忠実な写本により判明した。真相は、宇津木は諸大名の承諾を得ずに幕府が調印を許したことは反対派の攻撃の種になるとして即時撤回を直弼に迫ると、將軍裁可による決定は大老の一存では撤回できないと悔み、大老辞職を漏らす直弼に対して時局打開を優先すべきと宇津木が^{かんげん}諫言したと記される。

評議重視の姿勢で政局に臨んだ、大老直弼の等身大の姿がここに見て取れるが、幕末・維新期の政治動向を検討する上で、決定された政策のみならず、政策立案過程の分析が重要であることを痛感させられる。歴史教育のあり方が模索される現在、歴史教科書においても一歩踏み込んだ政治史の記述が期待される。

著者紹介

母利 美和（もり よしかず）

専門分野／日本近世史

主要著書／『幕末維新の個性6 井伊直弼』（吉川弘文館、2006年）、『シリーズ近世の身分的周縁2 芸能・文化の世界』（共著、吉川弘文館、2000年）、『彦根市史 第二巻 通史編 近世』（共著、彦根市、2008年）

新興国の台頭と国際秩序の変化(1)

神戸大学教授 栗栖 薫子

エネルギーや鉱物資源の獲得のために、中国やインドがアフリカ大陸に進出し、活発な資源外交を繰り広げている様子を、メディアを通して目にします。こうした動きは、グローバル化の中で新しく力をつけた国（新興大国）が打ち出す政策への関心をいやおうなく高めています。今回は、新興大国が国際政治の舞台に浮上することによって、どのような変化がもたらされるのか、特に国際秩序との関係から検討してみたいと思います。

新興大国の台頭と 国際的な力の構造の変化

ゴールドマン・サックスの報告書（2003年）は、来る50年間にブラジル、ロシア、インド、中国（BRICs）の経済的な躍進と、主要経済国の入れ替わりを予測しました。他方で、アメリカが世界秩序を管理する能力は、21世紀に入ってから急速に落ちています。これらはどのような政治的な波及効果を生み出すのでしょうか。

言い換えると、世界の複数の大国の間で相対的なパワー（国力）の構造が変化しつつあるといえますが、これをパワー・シフトと言います。国力を経済、軍事、技術など総合的に評価すればアメリカの力は現在も圧倒的ですが、様々なデータは経済発展を続ける中国やインドを中心にパワー・シフトが進行中であることを示しています。さらに長期的には世界における主導国（覇権国）の交代（パワー・トランジション）の可能性も論じられています。これから数十年間には世界規模で大きなパワー・シフトが予測され、その「乱気流」ともいえるプロセスをいかに平和に乗り切るのが国際政治上の大きな課題となっています。

国際政治における パワー・シフトと戦争

これまでの歴史をみると、国際政治の主導国が自由貿易や海洋の安全などの秩序を提供し、そのもとで経済発展をとげた新興大国が、主導国に対する挑戦国となり、その際には大規模な戦争が発生してきたという考え方があります。たとえば、第一次世界大戦は、イギリスの下での秩序に対するドイツの挑戦と失敗であったというものです。

このような観点からみたとき、アジア太平洋地域はまさに今世紀になってからの経済発展の中心であり、アメリカ中心の国際秩序からのパワー・シフトの核となっているといえます。長期的な将来に、新興大国とアメリカとの相対的な力関係が逆転するのだとすれば、その移行が戦争を引き起こさないように知恵を絞っていく必要があります。

とくに、そのような新興大国が、現存の国際的な原則やルールに対して不満を持って、国際秩序への「挑戦国」とならないように、いかに国際的な枠組みづくりに取り込んでいくかが問われます。平和学者のヨハン・ガルトゥングは、社会において個人や集団に与えられた地位が、実際の力に見合わない場合に、紛争が発生しやすいと論じました。国際政治でも同様に、国際社会における地位と実際の国力の間にギャップが生じ、新しく力をつけた大国が不満をもつことが戦争の要因となるという指摘があります。

パワー・シフトと グローバル・ガヴァナンス

パワー・シフトは、グローバルな秩序の管理

(グローバル・ガバナンス)のあり方にも影響を及ぼします。実際にも、台頭する諸国の国際制度での地位と実際の影響力との間にはすでにギャップが生じています。そのため、国際的な意思決定のために、新興大国を新たにメンバーに加えるようになっています。OECDやG8だけでは、世界の経済問題を論じていても実効性があがらず、2008年にはG20の枠組みが導入されました。

それでは、新興大国が秩序運営に加わったことは、単にG8などのいわゆる「大国クラブ」のメンバーが拡大したものとみるべきなのでしょう。あるいは、そのことがグローバル・ガバナンスのもととなっている価値やルールに変化をもたらすのでしょうか。つまり、新興大国は、これまでの「アメリカ覇権」に対して、異なる秩序を主張するのでしょうか。新興大国によるグローバル・ガバナンスへの関与はまだ断片的で、現時点で結論づけるのはあまりに時期尚早ですので、最近の具体的な例をみてみましょう。

国際金融機関での変化

金融・開発協力分野では、パワー・シフトの結果を反映せざるをえない状況になっています。2010年に行われたIMFのクォータ（出資の割り当て額）見直しでは、中国がヨーロッパ勢を抜き3位になり、ロシア、インド、ブラジルも10位以内に入りました。世界銀行でも同様に2010年の議決権改革では、中国がヨーロッパ勢を抜き3位、ロシア、インド、ブラジルが10位以内に入りました。これらの機関では議決権が出資比率に比例するため、新興大国の発言力が高まることが予想されます。

しかし、こうした出資比率や議決権における変化が、これらの機関の具体的な政策方針や依拠する原則や価値に大きな変化を及ぼすのかどうかは、まだ分かりません。むしろ、これらの新興大国が、従来型の国際制度やルールの枠内に取り込まれていくという側面もあります。つまり、グローバル・ガバナンスにかかわる「大国クラブ」が新

興大国の参入によって拡大しているという見方です。貿易の分野でも、新興大国は国際ルールの土俵の上で発言や行動をしています。例えば、中国はWTOで数多く訴えられ敗訴しても、WTOの手続きに則って不服ならば上訴するわけです。

人権や民主主義という価値・制度をめぐる

他方で、人権・民主主義などの価値に大きくかわる問題分野では、異なる動きも見られます。現在のグローバル・ガバナンスに大きな影響力を持つアメリカ、EUなどは人権の重要性を強調し、そのために内政不干渉原則の例外として主権を超えた介入も時として認めてきました。これに対して、新興大国の共通点の一つは、西洋の支配を受けた経験（ロシアはその意味で異なります）です。中国は人権や民主主義等の価値について外国からの介入を認めませんし、インドは世界最大の民主主義国ではありますが、やはり主権の問題には敏感です。多くの途上国にとって、非西洋の新興大国が提示する政策は、先進諸国中心のグローバル・ガバナンスよりも正当性を持つ可能性があります。

中国型発展モデルへの関心

中国を例にとれば、その経済発展戦略が従来型の欧米による開発政策の対案としての魅力を持ち、中国の「ソフト・パワー」(軍事力や経済力など直接的な力ではなく、文化などを通じた影響力)が途上国で高まっていると論じる人もいます。「中国型発展モデル」は、一部の途上国の政治指導者に対して、権威主義的な政治体制のもとで市場経済を発展させるモデルにもなっています。次回（第三回）で詳しくみめますが、経済自由主義に基づく援助（ワシントン・コンセンサス）とは異なる、「北京コンセンサス」による中国型の経済援助手法はいろいろな意味で関心を呼んでいます。

平成27年度版

平成27年(2015年)4月発売

小学社会 デジタル教科書



小学社会デジタル教科書【指導者用】

各巻(5年、6年) 校内フリーライセンス

▶DVD-ROM 4年契約版

価格 各**64,800円**(本体60,000円+税8%)

▶DVD-ROM 1年契約版

価格 各**18,360円**(本体17,000円+税8%)

*ダウンロード版(1年契約)もございます。



CoNETS 版
デジタル教科書

◆学習者用デジタル教科書も同時発売

導入をご希望、ご検討の際は、お問い合わせください。

主な特長

グラフ・地図の読み取りに
便利な「凡例別表示」

授業に役立つ豊富な
「動画」「シミュレーション」

すべての写真や図版を
単独表示・拡大



凡例別表示の例

※この商品は現在開発中です。実際の商品と内容が異なる場合があります。

新・体験版のご案内

お試しできます!

CoNETSビューアを使用した
商品版により近い形の
体験版(DVD-ROM)です。
教科書紙面を表示しての
実際の操作や、豊富な種類の
コンテンツを体験できます。

ご希望の方は、下記
弊社Webサイトより
お問い合わせください。

詳細は日文Webサイトへ!

日文

検索

お問い合わせ

弊社Webサイト「ご要望・お問い合わせ」よりお願い致します。
<http://www.nichibun-g.co.jp/>

ご購入について

大阪本社業務部までお願い致します。
TEL:06-6695-1771 FAX:06-6606-5171

社会科 **navi** Vol. 8

日文教育資料[小・中学校社会]

平成26年(2014年)10月31日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL:06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33244

日本文教出版 株式会社
<http://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1-13-18-7F・B
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690